

「涼・食・遊しっぽが主役の夏祭り」協賛契約書

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が主催するイベント「涼・食・遊しっぽが主役の夏祭り」（以下「本イベント」という）に対し、乙が協賛すること、および甲が乙に対して提供する保証内容を明確にすることを目的とする。

第2条（定義）

本契約における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）「協賛金」とは、乙が本イベントのために甲に提供する金銭的支援をいう。
- （2）「特典」とは、乙が協賛の対価として受ける広告その他の便益をいう。
- （3）「スライド」とは、乙が提供した協賛金を別のイベントに適用することをいう。

第3条（協賛内容）

1. 乙は、甲に対し、本イベントの協賛として、以下の内容を提供することに合意する。

- （1）協賛プラン名：シルバースポンサープラン
- （2）協賛金額：金 70,000 円
- （3）提供される特典：

3 分間の PR タイム、SNS 宣伝投稿 1 回、HP にて協賛企業として掲載、チラシ広告掲載（A4 ページの 1/4 面積）、ブース出店無料、ゲーム大会にてサンプル品の提供可能、スタンプラリー設置

第4条（協賛金の支払方法）

- 1. 乙は、本契約締結後、原則として 7 日以内に、甲が指定する口座に協賛金を振込むものとする。
- 2. 振込手数料は乙の負担とする。
- 3. 乙が支払期日を経過しても協賛金の支払いを行わない場合、甲は相当の期間を定めて催告した上で本契約を解除できるものとし、これにより生じた損害を乙に請求することができる。
- 4. 乙は、本契約締結後は自己都合によるキャンセルはできないものとする。

第5条（保証制度）

1. 次回イベントへのスライド保証

（1）本イベントが中止となった場合、または乙がスライドを希望する場合、乙は、甲が年内に予定する秋・冬イベント、または翌年春のペットの成人式イベントへ、本契約の協賛金をスライド適用できる。

（2）スライド適用時、乙に提供される特典は同額・同内容で保証される。

- (3) 本保証はすべてのプランに適用される。
- (4) 乙は、本イベント中止の通知またはスライド希望の意思表示があった日から7日以内に、甲に対し通知する。

2. ノベルティ等郵送保証

- (1) 甲は乙の希望に応じ、乙提供のノベルティを支援者等に郵送する。
- (2) 対象物はパンフレット、サンプル品等とする。
- (3) 郵送費は原則として甲が負担。ただし、サイズや重量によっては協議の上決定する。
- (4) 乙は、指定された期限までに物品を提供する。

3. 公式 SNS・ホームページでのデジタル広告保証

- (1) 中止時、甲は公式 SNS および HP にて乙の企業 PR 投稿を最低1回実施する。
- (2) 有料広告設定によりターゲットリーチを図る。
- (3) 投稿内容は甲乙協議の上決定する。

第6条 (イベント中止時の対応)

- 1. 本イベントが不可抗力により中止となった場合、甲は乙に速やかに通知する。
- 2. その場合、第5条の保証制度が適用され、甲は速やかに履行に着手する。

第7条 (免責事項)

甲は、天災、法令改廃、通信障害等により義務の全部または一部が履行できない場合、その責任を負わない。

第8条 (表明及び保証)

- 1. 甲は乙に対し、本契約締結日において、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。
 - (1) 甲が乙に提出した資料に虚偽の事実は一切存在しないこと。また、乙が甲に口頭で確認した事実について虚偽の報告を一切行っていないこと。
 - (2) 本契約締結時まで乙に開示済のものを除き、甲の経営、財政状態、経営成績、信用状態等に悪影響を及ぼす事態が発生していないこと。
 - (3) 甲による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、甲の法人の目的の範囲内の行為であり、甲はこれらについて法令等、甲の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
 - (4) 甲による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)甲を拘束する法令等に反することではなく、(b)甲の定款その他の社内規則に反することではなく、また、(c)甲を当事者とする、又は甲若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。

(5) 甲を代表して本契約に署名又は記名捺印する者は、法令等、甲の定款その他の社内規則で必要とされる手続きに基づき、甲を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

2. 甲は、前項において表明及び保証した事項が真実かつ正確ではなく、これに起因又は関連して乙が損害を被った場合には、乙の当該損害を補償する。

第9条 (契約期間)

本契約の有効期間は、締結日から令和7年8月24日までとし、保証履行の必要がある場合はその完了日までとする。

第10条 (解除)

1. 甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、相手方への書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる。

(1) 相手方について、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその申立てがあったとき

(2) 相手方が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(3) 相手方が第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) 相手方の故意又は過失により重大な損害を被ったとき

(5) 相手方の責に帰すべき事由により、本契約内容の遂行が著しく遅延し又は不能となったとき

(6) 相手方が本契約に定める条項に違反し、書面による催告にもかかわらず10営業日以内に当該違反が是正されないとき

(7) 相手方が本契約において表明及び保証した事項が真実かつ正確でないことが判明したとき

2. 前項に基づく解除は、解除する当事者の補償請求その他の本契約に基づく権利及び救済方法を排除するものではない。

第11条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方より入手した秘密情報の秘密を厳格に保持し、自己の役職員及び弁護士、公認会計士等の専門家のうち本契約の目的のために秘密情報を開示する必要のある者以外には、相手方の事前の書面による承諾なく、いかなる第三者にも一切開示又は漏洩してはならない。但し、法令に基づき行政官庁又は裁判所から開示を求められた秘密情報については、必要な範囲内で開示することができる。

2. 甲及び乙は、相手方より入手した秘密情報を本契約の目的のため以外には、一切使用してはならない。

3. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、当事者の一方が相手方に対して開示する以下の情報をいう。

(1) 秘密である旨が表示された媒体による情報

- (2) 秘密である旨を告げた口頭での情報で、30 日以内に書面にて通知されたもの
4. 次の情報は秘密情報に含まれない：
- (1) 開示前に公知となっていた情報
 - (2) 被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3) 既に適法に保有していた情報
 - (4) 第三者から適法に取得した情報
 - (5) 独自に取得した情報
5. 契約終了時、秘密情報を速やかに破棄または返還する。但し、法令に基づく保管はこの限りでない。
6. 別途秘密保持契約がある場合は、そちらが優先される。

第 1 2 条 （反社会的勢力の排除）

- 1. 甲乙は、反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明・保証する。
- 2. 該当が判明した場合、何ら催告なく契約解除でき、異議申立はできない。
- 3. 解除により損害が発生しても責任を問わず、逆に損害があれば賠償する。

第 1 3 条 （個人情報の取扱い）

- 1. 甲は、協賛に関連して取得した乙および支援者の個人情報を適切に取り扱う。
- 2. 甲は、取得した個人情報を第三者に提供・委託する場合、法令に従い適切な管理を行うものとする。
- 3. 個人情報の漏えい等があった場合、甲は速やかに乙に報告し、必要な措置を講じるものとする。

第 1 4 条 （準拠法および管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 5 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議し、解決にあたる。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

維新家ジャパン株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番35号

博多ハイテックビル505

轟 裕介 印

乙：

[氏名または法人名]

[所在地]

[代表者名（法人の場合）] 印